

インフルエンザの出席停止期間・提出物等について

1. インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが出席停止期間です。

(学校保健安全法第19条2項)

インフルエンザと診断されたら、早めに学校へ連絡お願い致します。

登校可能日は、下記の表を参考にしてください。

インフルエンザにかかった場合、**発熱日を発症0日目**とします。

- 最短でも**発症日を含めて6日間は自宅療養**です。
- 発症日から4日目以降に解熱した場合、出席停止期間は順次延びていきます。
- 「解熱した後2日」とは、**解熱した日を解熱0日目**とし、その翌日を解熱1日目、その次の日を解熱2日目とし、日数が経過しているかを確認します。

経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 2日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 3日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 4日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止
発症後 5日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止

一般的に、インフルエンザ検査は**熱が出てから12～24時間経過しないと正確な診断ができない**と言われています。ただし、本人がきつい状態であれば、早めの受診をおすすめします。

2. 提出物

処方薬説明書コピー（受診日・医療機関名・本人氏名が記載されているもの）に

以下を記載し、**登校時に保健室へ提出**お願い致します。診断書や治癒証明書の提出は不要です。

- 発熱日（〇月〇日、〇時頃、〇℃）
- 診断日（〇月〇日、インフルエンザ A または B）
- 解熱日（〇月〇日、〇時頃、〇℃）
- 登校日（〇月〇日）

3. 登校日について

出席停止期間終了後に登校する際は、**早期講座は出席せず8:00～8:30頃に保健室に登校**お願いします。体調確認後、問題なければ朝の SHR より教室へ入ります。